

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁組一発第72号
令和6年2月19日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

不当要求情報管理機関の登録要領について（通達）

不当要求情報管理機関の登録については、不当要求情報管理機関登録規程（平成3年
国家公安委員会告示第5号）及び「不当要求情報管理機関の登録要領について」（平成30
年6月13日付け警察庁丁暴発第197号）の定めるところにより取り扱ってきたところであ
るが、別添のとおり「不当要求情報管理機関登録要領」を策定したので、事務処理上遺
憾のないようにされたい。

なお、上記通達は廃止する。

別添

不当要求情報管理機関登録要領

第1 目的

この要領は、不当要求情報管理機関（その業務が全国の区域に及ぶものを含む。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 暴力的要求行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第9条の規定に違反する行為をいう。

2 事業者

事業を行う者で、使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）を使用するもの（法第14条第1項）をいう。

3 不当要求

暴力団員により事業者の事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求（法第14条第1項）をいう。

第3 不当要求情報管理機関

不当要求情報管理機関とは、不当要求に関する情報（以下「不当要求情報」という。）の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者（法第32条の3第2項第8号）をいい、事業者が共同して任意に設立した組合的性格の団体である。

「不当要求情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする」とは、不当要求情報の収集及び当該情報の提供に関する業務（以下「不当要求情報関連業務」という。）を事業の遂行とみられる程度に反復、継続して行っていることであり、具体的には、定款、寄附行為、規約その他これらに相当するものを記載した書面（以下「定款等」という。）において、その事業内容として不当要求情報関連業務を行うことが明記されていることが必要である。

「事業者が共同して任意に設立した組合的性格の団体」とは、事業者が互いに協力して不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止すること等を目的として事業者が共同して設立した公益法人、事業協同組合、任意団体やこれらに置かれる機関がこれに該当するが、株式会社、有限会社等営利を目的とする団体（情報提供の対価として実費相当の手数料を徴収するにすぎない団体は営利を目的とする団体には該当しない。）はこれに該当しない。

第4 登録の要件

不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号。以下「規程」という。）第3条に規定する登録の要件の細目は、次の各号に定めるところによる。

1 規程第3条第1号の要件

「主要な職員」とは、登録の申請を行う団体における理事、監事等と同様の職務を行う者、すなわち、業務の執行、業務執行の監査等の権限を有する者をいう。

2 規程第3条第3号の要件

「不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とするため必要な体制が整備されている」とは、次の(1)から(6)までに掲げる要件を充足していることをいう。

- (1) 不当要求情報関連業務を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎を有していること。

これは、次のアからウまでの経費を支出するために十分な経理的基礎を有していることをいう。

ア 不当要求情報関連業務に使用する恒久的事務所の設置に要する経費（事務所借上げ費等）

イ 不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員の設置に要する経費（常勤の職員の給与費等）

ウ 不当要求情報関連業務の用に供する電子計算機（コンピュータ全般のことを指し、オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含むサーバ装置及び端末装置をいう。以下単に「電子計算機」という。）の設置及び運用に要する経費（電子計算機の購入、賃借、保守等に要する経費）

- (2) 不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員のうち、規程第3条第1号イからハまでのいずれかに該当する者がいないこと。

- (3) 不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員のうち、不当要求情報関連業務若しくはそれに類する業務に従事した期間が通算して3年以上である者又はこれと同等以上の知識経験を有すると認められる者が含まれること。

これは、具体的には、次のアからウまでのとおりである。

ア 「不当要求情報関連業務・・・に従事した期間が通算して3年以上である」常勤の職員には、登録を申請する団体において、申請前から当該団体の業務として不当要求情報関連業務を行っている場合において、当該業務を通算して3年以上行っている者が該当する。

イ 「それに類する業務に従事した期間が通算して3年以上である」常勤の職員には、次のような者が該当する。

(ア) 警察本部、警察署等において、暴力団取締り又は相談業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 企業の総務担当者又は不当要求防止責任者として、暴力団や総会屋等との対応に従事した経験が3年以上である者

ウ 「これと同等以上の知識経験を有すると認められる者」には、例えば、次のような者が含まれる。

(ア) 警察本部、警察署等において暴力団取締り又は相談業務に従事した経験及び登録を申請する団体又はその他の団体において不当要求情報関連業務に従事した経験が通算して3年以上である者

(イ) 企業の総務担当者又は不当要求防止責任者として暴力団や総会屋等との対

応に従事した経験及び登録を申請する団体その他の団体において不当要求情報関連業務に従事した経験が通算して3年以上である者

- (4) 不当要求情報関連業務に使用する恒久的な施設を有していること。

これは、登録を申請する団体等の事務所に事務局を設置し、事務局の設置場所が頻繁に移動しないことをいう。

- (5) 不当要求情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、若しくは出力又はこれに類する処理のために、電子計算機が使用されていること。

- (6) 不当要求情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他当該情報の適切な管理のための措置が定められていること。

これは、次のアからウまでのいずれの措置も講じていることをいう。

ア 電子計算機の設置場所及び不当要求情報を記録した外部記録媒体その他の不当要求情報を記載した資料の保管場所を物理的に区画し、当該資料を施錠可能なキャビネット等に保管するとともに、区画の出入口に施錠設備を設けて関係者以外の入退室を制限するなど物理的な安全確保措置を講じていること。

イ 電子計算機のうち、サーバ装置及び端末装置について、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じていること。

- (ア) サーバ装置及び端末装置に接続するネットワークは、インターネットと論理的にも物理的にも接続されていないこと。

- (イ) サーバ装置及び端末装置に、以下の対策を講じること。ただし、以下の対策と同程度の情報セキュリティ対策を講じている場合は、この限りでない。

a サーバ装置及び端末装置には、ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイル等を定期的に更新して最新の状態に保つこと。

b サーバ装置及び端末装置に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

ウ 次の(ア)から(キ)までの事項を規定した不当要求情報の適切な管理のための規程を整備していること。

- (ア) 役員又は職員の不当要求情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止に関する事項

(イ) 不当要求情報の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

(ウ) 不当要求情報の適正な管理に係る事務を統括管理する者の指定に関する事項

(エ) 不当要求情報に係る電子計算機を設置する場所への入退室の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項

(オ) 不当要求情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

(カ) 不当要求情報の漏えい及び不正利用を防止するための措置に関する事項

(キ) 不当要求情報の提供先及び提供先における不当要求情報の安全確保に関する事項

第5 登録申請書の添付書類

規程第4条第2項（規程第15条において準用する場合を含む。）に規定する登録申請書に添付する書類に関する細目は、次の各号に定めるところによる。

1 定款等（第1号）

不当要求情報管理機関としての登録を受けるためには、登録を申請する団体が、その定款等において、不当要求情報関連業務を当該団体の事業として行うことを明記しておかなければならない。

なお、規定の仕方としては、不当要求情報関連業務を行うことが解釈上読めるというだけでは足りず、明文で規定してあることを要する。

2 登記事項証明書（第2号）

法人格を有する団体にあつては、法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面（第3号）

不当要求情報管理機関の組織の実態に照らし、当該組織が法人その他の団体である場合には、理事、監事等の役員について記載し、それ以外の場合には、業務の執行、業務執行の監査等の権限を有する者について記載しなければならない。

また、略歴については、生年月日、最終学歴、職歴を記載しなければならない。

4 役員のうち規程第3条第1号イからハマまでに該当する者がいないことを誓約する書面（第4号）

団体の代表者名による誓約書を作成して添付しなければならない。

5 不当要求情報関連業務に従事する役員又は職員の氏名及び住所並びにこれらの業務又はそれに類する業務に従事した経歴を記載した書面（第5号）

不当要求情報関連業務に従事する役員又は職員（以下「不当要求情報関連業務従事者」という。）の一覧表及び不当要求情報関連業務従事者の経歴書を作成して添付しなければならない。

6 業務に係る事業者の事業の種別、業務に係る区域その他現に行っている業務の概要を記載した書面（第6号）

これは、次の各号に掲げる書類をいう。

- (1) 業務に係る事業者の事業の種別及び業務に係る区域（業務を行う事務所の所在地の一覧表）を記載した書面
- (2) 申請を行う年度の事業計画書及びそれに伴う収支予算書（登録を受けようとする時期が事業年度の後半に当たるときは、翌年度の事業計画及び収支予算書の概要も必要である。）
- (3) 過去3年度分の事業報告書及びそれに伴う収支決算書
- (4) 不当要求情報の収集及び提供の実績（新設の団体の場合には、実績の予想で可）
- (5) 団体における情報処理のチャート図
- (6) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面として次に掲げるもの

ア 財産目録

登録の申請をする際に、既に存する財産に限って記載すること。また、登録後速やかに寄附又は収入予定の財産がある場合にはこれについても別に記載す

ることが必要である。

イ 財産目録に記載した各財産を証明する書類

財産目録に記載した各財産についての寄附書等の証拠、証明書類をいい、登録後寄附を予定されている財産については、それぞれの財産の寄附申込書並びに寄附者、寄附金品及び寄附の時期の一覧表のほか、財産が現金であれば、それに相当する金額の寄附者の銀行預金残高証明書、証券等の預り証の写し、不動産の場合には、所有権を示す登記事項証明書、価格評価書の写し等その寄附が確実に履行されることを証する書類の添付が必要である。

7 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面（第7号）

次の各号に掲げる書面を添付しなければならないが、これらの書面以外にも、団体の内部規程（役員の権限分担表、機関及び事務局の組織図、職員名簿、事務処理規程（不当要求情報関連業務実施要領についての規程）、就業規則等）その他の規程第3条に規定する登録の要件の充足を判断するために追加的に必要とされる書面がある場合には、併せて添付しなければならない。

- (1) 不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員が規程第3条第1号イからハまでに該当しない旨を誓約する団体の代表者名による書面
- (2) 不当要求情報関連業務に使用する施設の状況を明らかにした図書として次に掲げるもの
 - ア 事務所の付近の見取図並びに事務所の見取図及び写真並びに支所等の一覧表
 - イ 事務所の権原を明らかにする書面（不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等）
- (3) 不当要求情報を処理する電子計算機及び当該電子計算機の設備の状況を明らかにした図書として次に掲げるもの
 - ア 設置する電子計算機の説明書
 - イ 電子計算機の写真
- (4) 不当要求情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他当該情報の適切な管理のための措置を記載した書面として次に掲げるもの
 - ア 情報の適切な取扱要領について規定した規程
 - イ 電子計算機の物理的な隔離状況を示す写真

第6 登録の実施

1 都道府県公安委員会の登録

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、規程第5条の規定に基づき不当要求情報管理機関の登録を行う際には、十分な時間的余裕を持って事前に警察庁と協議をするとともに、登録をしたときは別紙1の様式によりその旨を警察庁に報告すること。

この報告を受けたときは、警察庁は、別紙2の様式によりその旨を全国に通知する。

なお、登録の効果は全国に及ぶことから、1つの公安委員会から登録を受けた機関は、他の公安委員会から指定された都道府県暴力追放運動推進センターからも、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第

10条の援助の措置を受けることができる。

また、登録番号は、各都道府県ごとに登録順の一連番号とし、登録の更新を行った場合においても登録番号の変更は行わないこと。

2 国家公安委員会の登録

国家公安委員会が、規程第15条の規定に基づき不当要求情報管理機関の登録を行った場合には、警察庁は、別紙3の様式によりその旨を全国に通知する。

第7 登録の取消し

不当要求情報管理機関として登録を受けた団体（以下「登録機関」という。）が営利を目的として、収集した情報を第三者に提供した場合には、業務の実施に関し、不正又は不誠実な行為があったものと解する。

第8 報告

規程第14条（規程第15条において準用する場合を含む。）の規定は、登録機関による情報の収集及び提供があるべき水準に達しているかどうかを判断するために必要な事項の報告を求めるものである。

別紙1 省略

別紙2 省略

別紙3 省略